

法教育推進協議会

第56回会議 議事録

第1 日 時 令和8年3月26日(木) 自 午後2時00分
至 午後3時23分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題 (1) 各種報告
ア 令和6年度における法教育授業等の実施件数について※定例報告
イ 高校生向け法教育リーフレットのデジタル化について
(2) 協議事項
ア 更なる法教育推進のための5か年計画に関する総括について
イ 法教育の普及・促進に向けた今後の中長期的計画について

議

事

野澤座長 それでは、予定の時刻となりましたので、第56回法教育推進協議会を開会させていただきます。

オンラインで御出席の方はカメラをオンにしてください。

本日は御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

まず初めに、事務局から本日の発言方法について説明をお願いいたします。

田中専門官 それでは、事務局から本日の発言方法について御説明いたします。

会場に御参集いただいております委員の皆様方におかれましては、御発言される際は挙手をお願いいたします。オンラインにより御出席いただいております委員の皆様方におかれましては、御発言される際は挙手ボタンを押していただくか、画面上で見えるように挙手いただくなど、御発言の意思表示をお願いいたします。挙手を確認しましたら座長からお名前をお呼びいたしますので、指名されましたら御発言をお願いいたします。なお、発言者を明確にするため、御発言いただく際は最初にお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

事務局からの発言方法についての御説明は以上でございます。

野澤座長、よろしくをお願いいたします。

野澤座長 続きまして、議事に先立ち法務省大臣官房司法法制部の内野部長から、委員の皆様方に御挨拶がございます。

内野部長 司法法制部の内野でございます。本日も御多用中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。また、ネットで御覧いただいている委員の皆様方も含めまして、本当にありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、やはりこの本協議会の意義や重要性につきまして既に御案内のとおりでございますけれども、近時はAIをはじめといたしますデジタル技術の進展、また国際化の深化ということによりまして、社会の構造や人々の活動の在り方が一層多様化しているという状況、複雑化しておるといってございまして、こうした社会の変化の中で一人一人が法やルールの意味を理解し、他者の立場や多様な価値観を踏まえて判断、行動するということの重要性はますます高まっているものと認識しております。このような社会の要請に応えるべく、今後も法教育の推進、これを図っていく、こういった必要な取組を力強く進めていくという必要があるかなと考えております。

本年度は、過去の協議会で作成をいたしました更なる法教育推進のための5か年計画の5年目に当たるということでございます。この間、既に委員の皆様方には法教育の在り方について様々なお立場から貴重な御意見を頂いてまいりました。皆様方から頂戴いたしました御意見、いずれも大変に御示唆に富むものでございまして、法務省におきます今後の法教育施策の検討に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

本日は限られた時間ではございますけれども、皆様方から忌憚ない御意見を頂きますとともに、引き続き皆様の御助力を賜りますよう、冒頭、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

野澤座長 ありがとうございます。

続きまして、前回の協議会の際に御欠席された委員を改めて紹介いたします。

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官、磯山恭子様でございます。

磯山委員 よろしくお願いたします。

野澤座長 中央大学大学院法務研究科教授、高橋直哉様でございます。

高橋（直）委員 よろしくお願いたします。

野澤座長 続きまして、新たに御就任いただきました委員を紹介いたします。

まず初めに、前回の協議会から新たに御就任いただきました一般財団法人 I N S T e M 事務局長、神谷説子様でございます。

続いて、前回の協議会后、太田玲子委員が御退任され、この度新たに御就任いただきました最高検察庁検事、干川亜紀様でございます。

干川委員 よろしくお願いたします。

野澤座長 よろしくお願いたします。委員の紹介は以上となります。

なお、本日、窪委員及び猪瀬委員におかれましては所用により御欠席となっております。

それでは、議事に入ります。お手元の議事次第を御覧ください。本日は大きく三つ、事務局等からの各種報告、更なる法教育推進のための5か年計画に関する総括、法教育の普及・促進に向けた今後の中長期計画についてを予定しております。

配布資料は議事次第に記載のとおりでございます。資料の内容については、各議題の説明時に事務局から併せて説明いたします。お手元の資料に不足等ございましたら、事務局までお声掛けください。

なお、本日の配布資料及び議事の内容につきましては従前と同様、法務省のホームページにおいて公開させていただく予定でございます。

それでは、最初の議題に入ります。一つ目の議題は事務局等からの各種報告でございます。本日は2点、報告事項がございます。

まず一つ目の報告事項でございますが、令和6年度における法教育授業等の実施件数についてでございます。当協議会において各機関・団体の法教育に関する取組状況を共有していただくことは、法教育の広がりを知る上で大変重要であると考えておりますことから、参加いただいております各機関・団体における法教育授業等の1年間の取組状況を報告してもらい、情報共有を図っております。令和6年度における法教育授業等の実施件数につきましては、前回の協議会において法務省、それから最高裁判所、日本司法書士会連合会から御報告いただいたところでございます。今回の協議会では、集計のタイミングの関係で前回御報告いただけていない日本弁護士連合会及び日本司法支援センターの実施状況について御報告をお願いしたいと思います。

まず初めに、日本弁護士連合会の実施状況について張江委員から御報告をお願いいたします。

張江委員 弁護士の張江でございます。日本弁護士連合会の方で取りまとめいたしました各弁護士会の法教育授業等の実施件数について御報告させていただきます。お手元の配布資料2を御覧いただけますでしょうか。

前回の法教育推進協議会の方でも、東京だとか大阪だとか都市部以外での法教育というもののを少し推進していったらよいのではないかというお話が出ていたかと思うんですけども、御覧いただいております配布資料2のとおり、弁護士会の方では割と全国的な広がり

を見せて法教育の授業を実施しております。実施件数がゼロというところも2弁護士会ほどあるんですけれども、それらの弁護士会についても今後、日弁連の方でバックアップをして、授業件数を増やせるようにしていこうという取組もしております。

報告は以上になります。

野澤座長 ありがとうございます。

続きまして、日本司法支援センターの実施状況について、近藤委員から御報告をお願いいたします。

近藤委員 日本司法支援センター、法テラスの総務部長をしております近藤と申します。よろしくをお願いいたします。法テラスで取り組んでおります法教育の実施件数等について御報告申し上げます。資料は3になります。

法テラスでは、平成18年10月の業務開始以降、利用者からの問合せ内容に応じて、法制度情報と関係機関・団体等の相談窓口に関する情報を無料で提供する情報提供業務を行っております。それとともに平成22年度以降、情報提供業務の一環としまして法教育に取り組んでおります。全国にある法テラスの地方事務所において、自発的に多様な法教育の取組を行っております。

資料3の1枚目を御覧ください。令和元年度以降の実施件数及び参加者数を記載いたしております。令和4年度以降は、左側の一般市民向け法教育と右側の関係機関向け関連事業とを分けております。令和3年度以前のデータと横並びになるのは左側の一般市民向け法教育のデータとなっております。令和元年度から令和3年度にかけては、コロナ禍の影響で実施件数などが減っておりましたが、令和4年度に持ち直し、増加の傾向にあることがお分かりいただけるかと思えます。なお、令和7年度は11月までの速報値となっております。

昨年度も御説明いたしましたが、委員の先生方の交代もありましたので、改めて令和4年度から統計の取り方が変わった理由を若干御説明いたします。法テラスは独立行政法人の枠組みで設立され、毎年、第三者機関である日本司法支援センター評価委員会から業務実績等の評価を頂いております。その評価の対象として、法教育事業等の実施件数をどのようにカウントするのかということが令和4年度を境に変わったということになります。令和3年度までは関係機関向けの取組、例えば関係機関で働いておられるケアマネジャーさんに対して法律講座などの取組を行った場合、それは法教育の評価項目ではなくて関係機関連携という別の評価項目で評価しようということになっておりました。しかし、実際には関係機関職員等の啓発を通じまして間接的に一般市民の支援に資することも期待されますことから、令和4年度から関係機関向けの取組を法教育事業の関連事業と考えまして、記載のとおり関係機関向け関連事業のデータを取り始めたものです。これら関連事業も含めまして、法教育事業「等」というふうに法テラスでは整理しております。

法テラスの法教育事業等の具体的な取組内容ですが、一般市民向けの講演会、図書館や大学、専門学校との共催による法律講座、法テラスに勤務するスタッフ弁護士を講師とした学校における出前授業、矯正施設での講話など、全国各地の地方事務所において多種多様な企画を立案、展開しております。また、令和2年度からは新型コロナウイルスの感染症対策を目的としまして、オンラインの形式による企画も行っております。

具体的な取組をお示しするために、資料3の2枚目、こちらを御覧いただければと思いま

す。こちらは「犯罪被害者支援イベント in 千葉」という取組になります。こちらは令和7年2月に法テラスの本部と法テラス千葉の地方事務所が千葉の商工会議所において実施した法教育イベントになります。犯罪被害者支援に関する講演と関係機関の職員によるパネルディスカッションを行いました。75名の方々に御参加いただき、横置きの右上に記載しておりますとおり、犯罪被害者のイメージがクリアになった、弁護士、カウンセラー、検察、警察、それぞれが一つの事件にどのように関わっているのかが理解でき、貴重な機会になったというようなお言葉を頂いております。

もう1件、次のページに御紹介しておりますが、「オレンジ・ランプ」上映会という、こちらは法テラス青森の取組になります。認知症になっても安心して暮らせる社会づくりをテーマにした映画の上映と、法テラスの業務説明等を併せて行ったものになります。こちら感想としては、とてもよい勉強になり、ためになったとのお言葉を頂いております。法テラスの業務説明を行った点につきましては、このような法教育イベントの機会を法テラスの広報にも活用しているものです。法テラスは全国に地方事務所を有し、積極的に自治体や関係機関との連携関係を構築しているという強みを生かし、今後も法教育事業等に取り組んでまいりたいと考えております。

報告は以上となります。

野澤座長 どうもありがとうございました。

以上の報告について御質問等がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、大山委員、お願いいたします。

大山委員 大山です。後の方で述べようか迷ったんですけども、中長期計画のところニーズ調査があるので、それに関連した意見を申し述べます。

短期間での調査なので大変だということは重々承知の上で申し上げると、法教育の広がりを示す数字としては非常に理解できる報告になっていると思うんですけども、もう少しニーズということ言えば、小学校の何学年のどういう授業場面とか特別活動の場面で呼ばれたのかとか、ちょっとやはり校数に比して中学校が少ないような気もしますが、中学校って多分、社会科の公民的分野でやろうとすると、かなりきつい持ち時数になっている先生が多くて、なかなか公民的分野の中でできないという事情も背景にあるかもしれませんが、中学校で呼ばれているのは、一体どういうニーズでどの時間にどういうふうにやっているのかというのがもうちょっと知りたいなと思います。調査結果の分類では、小、中、高、その他とあって、その他のところは具体的にいろいろ出ているんですけども、例えば大学も、その他ではなくて統計のところ項目として入れていいのかなと思いますし、中高一貫校が結構出てくるんですけども、その前期課程か後期課程かによって中学生、高校生段階に分かれると思うので、中学校、高校に分けてカテゴライズすればいいのかなというふうに思います。そのほか、専門学校とか高専とか矯正施設でやっていることについて、全部項目別立てしてやるのも大変だし、何の時間で呼ばれて行ったのかということもやるとなると、ものすごく大変なことになると思うんですけども、恐らくこの調査と報告だけではニーズ調査にならないと思いますので、そのところはもうちょっと改善の余地があるのかなと思います。実際、調査、報告される方々が大変だということは重々承知なんです。

以上です。

野澤座長 ありがとうございます。何かこの点については、張江委員がいいですかね、分かる範囲でももちろん結構でございますから。

張江委員 ありがとうございます。今の御意見を日弁連の方のデータに対する御意見だということ踏まえて御回答させていただきますと、中学校が少ないというのは、確かに授業工数というところもあると思うんですけども、私の把握している範囲では、中学校では模擬裁判の授業をやっている学校が多くて、ロングホームルームとか、単元というものを使わずに特別活動みたいところで呼ばれているのが多いという印象があります。アンケートの取り方なんですけれども、弁護士会側の事情で恐縮なんですけど、各弁護士会の担当事務局の負担軽減の観点から、細かい項目のアンケートを実施することを控えているため、その関係上、細かいところまで調査したものを出せないというところがあります。御理解いただけますと幸いです。

以上です。

野澤座長 よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょう。

高橋文郎委員、お願いいたします。

高橋（文）委員 日本司法書士会連合会の高橋です。日弁連の実施件数を見ていたんですが、対象は様々で、またテーマも様々だと思うんですが、何か日弁連側から統一的な教材を提供されたりというようなことはなさっているのかということ、法教育委員会という張江先生のお立場もあると思うんですが、何か日弁連から単位弁護士会に支援というか、そういったことをなさっているかお聞きしたいと思います。

野澤座長 張江委員、いかがでしょうか。

張江委員 張江でございます。教材の提供に関しましては、日弁連のホームページ上に各単位会から、これはほかの単位会に使ってもらってもいいよというものを公表させていただいているというのと、あと中学校と小学校に関しましては、書籍として日弁連が出版しておりますので、そちらを使っただくように委員の方には周知しております。幾つかの自治体で、日弁連が出版した書籍を使って法教育授業を実施するというのを自治体と協定して実施しているところもあるというふう聞いております。

以上になります。

野澤座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

ちょっと私からも1点よろしいですか。近藤委員にちょっとお伺いして、分かる範囲で結構なんですけど、この「オレンジ・ランプ」という上映会ですけれども、難しいテーマでも映画という媒体で大変分かりやすくなると思います。ところで、この「オレンジ・ランプ」という映画は一般の映画なのでしょうか。

近藤委員 この協議会で説明するに際して、私もこの映画を観ようと思ったら、一般では見られないものでありました。こういう関係機関の連携のツールとして使われているような面があるようです。

野澤座長 何かどこかで我々が見ることができるみたいな機会というのはない、上映会に参加しないと無理なのでしょうか。

近藤委員 詳細は分からないのですが、自治体ですとか地域包括支援センターなど、そ

ういうところでこういうDVDが教材のような形で配備されたりしているもので、それを利用させていただいたということのようです。

野澤座長 では、一般には購入できない、例えば私がどこかで使おうと思っても、それはちょっと購入できないという、そんな感じですかね。

近藤委員 今のところはそのようです。

野澤座長 ありがとうございます。了解しました。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次でございますが、二つ目の報告事項でございますけれども、高校生向け法教育リーフレットのデジタル化について、事務局から報告をお願いいたします。

江原部付 ありがとうございます。事務局の江原でございます。高校生向け法教育リーフレットのデジタル化について御報告をいたします。

まず、高校生向け法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」について、委員の皆様におかれましては既に御存じのとおりとは存じますが、念のため御説明させていただきます。参考資料1の冊子リーフレットを御覧ください。本リーフレットは令和4年4月からの成年年齢の引下げに向けて、契約を題材としまして、司法の基本的な考え方や権利、義務の担い手として自ら判断し、行動することの重要性を学ぶことができる高校生向けのリーフレットとして作成したもので、これまで全国の学校現場等にお届けをしております。本リーフレットは、この法教育推進協議会においても御意見を頂きながら内容を充実させてきたものであり、現在も学校現場等から実際の配布の希望を多く頂いております。一方で、学校現場ではGIGAスクール構想の進展により1人1台のICT端末が普及し、紙媒体に加えてデジタル教材のニーズが着実に高まっている状況にあると認識しております。こうした環境の変化を踏まえまして、今回、本リーフレットをデジタルならではの特性を生かしたデジタル副読本として再構成いたしました。

具体的には、各ページに1分から2分程度の短時間で視聴できるアニメーション動画を配置するとともに、法教育のウェブサイト上に公開していた授業用スライド資料などにも簡単にアクセスできるように工夫することで、生徒が動画やリーフレットを通じて司法の基本的な考え方などについて、より主体的に学ぶことができる内容としております。これまで当協議会で制作してきました解説動画など、既存の関連コンテンツについても一体的に案内できる仕様とすることで、学生が自ら学習内容を更に深めたい場合や、教員が授業の展開に応じて補足説明を行いたい場合にも、使いやすいデジタル副読本となることを意識しております。

この後実際に御紹介いたしますデジタルブック形式は、近日中に法教育ウェブサイト上に公開予定としております。公開日までの間は、暫定的にPDF形式のものを同ウェブサイト上に公開することとしており、昨日公開させていただきました。これまで冊子やPDFとして活用されてきたリーフレットにデジタル副読本という新たな選択肢が加わることで、学校現場における法教育の実践をより柔軟に支援できるものと考えております。今後は学校現場や関係機関に対して積極的な周知・広報を行い、児童・生徒、そして教員の方々にとって実際に使われる法教育教材としての定着を図っていきたくて考えております。

本日は、完成しましたデジタル副読本をお披露目させていただきたいと思っておりますが、お手数ではございますが、オンラインで御参加いただいている委員の皆様におかれましては一

度カメラをオフにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず、トップ画面を表示いたします。今表示しておりますのがデジタル副読本のトップ画面です。画面はスマートフォンやタブレットの画面でも表示することができ、今実際に動かしておりますとおり、指などでスワイプすることでページをめくることが可能となっております。また、キーワード検索やページリンクの機能を備えており、授業の進行に応じて必要な箇所へすぐアクセスできるようになっています。導入部分だけを使う、もしくは特定のテーマだけを扱うといったような柔軟な活用も可能です。

続いて、新たに作成いたしました各ページの導入アニメーション動画のうち一部を御紹介いたします。リーフレットでは今画面に表示しております2ページ目の内容をアニメーション動画にしたものを御覧いただきます。

(動画上映)

御視聴ありがとうございます。続いて、リンク機能について御紹介させていただきます。本デジタル副読本の特徴の一つが、これまで法教育推進協議会で制作していただきました解説動画などの既存コンテンツと有機的に連携している点です。なお、これから御覧いただきます解説動画では、その作成に当たり、本協議会の張江委員にも御協力を頂いております。こちらのリンクから関連する解説動画や追加情報にそのままアクセスすることができますので、もう少し詳しく説明したい、理解を深めたいといった場面でも追加資料を探すことなく対応できる仕様となっております。それでは、解説動画の一部分についても御覧ください。

(動画上映)

ありがとうございます。時間の関係で一部分とさせていただきました。

御紹介は以上になります。オンラインで御参加いただいている委員の皆様は、カメラをオンにお戻しく下さい。

このように、本デジタル副読本は生徒にとっては主体的に学べる補助教材として、先生方にとっては説明しやすく、授業に組み込みやすい補助教材として活用していただくことを目指して作成いたしました。

事務局からの報告は以上になります。ありがとうございました。

野澤座長 どうもありがとうございます。ただいまの報告について御質問がある方は挙手をお願いいたします。御意見や御感想でも構いません。

それでは、大山委員、お願いいたします。

大山委員 大山です。質問なんですけれども、この法教育の高校生向けリーフレットって、実際には求められてから配布するのでしょうか。

江原部付 事務局からお答えいたします。最初の頃はこちらから送付させていただいた時期もあるんですが、現在ではお求めがあった際に求められた量を送らせていただくという方式をとっております。

大山委員 なるほど。では、すみません、意見なんですけれども、高校3年生が卒業間近になってきたときに、これは皆さん御存じかもしれませんが、各都道府県の教育委員会と連携して労働法についての啓発リーフレットを前は紙で配っていたんですよ。今はデジタルで読めるようにして、授業やロングホームルームで使ってくださいという形で出していて、ルビなし総ルビのものと2種類出しているんですけども、これなんかは特に、東

京だけなのかどうか分かりませんが、高校3年生って割と受験勉強を、一般受験ではなくて総合型選抜とか学校推薦型選抜で決まった子というのは割と暇で、その子たちのために新たに講座を設けるというような必要から労働法についてのリーフレットなんかを使ってホームルームをやったりするということがあって、これなんかもデジタル提供でいいと思うんですけども、多分授業で使われるということになると、やはり公民か家庭科になってしまうと思うので、全体的に使ってほしいなと思ったら、やはり成年年齢に達する高校3年生をターゲットにしてデジタル配布を教育委員会を通じてなりでやるといいかなと思います。

以上です。

野澤座長 ありがとうございます。御意見ということでよろしいですかね。

江原部付 ありがとうございます。

野澤座長 そのほか、いかがでしょうか。

それでは、西尾委員、お願いいたします。

西尾委員 西尾でございます。私も意見なんですけど、今拝見させていただいて、とても分かりやすいデジタル教材になったなということで、改めて今子供たちが自分で勉強を進めていくというのを推進している中で、いよいよ環境が整っていった一端になったのではないかなということを感じました。そこで留意しなくてはいけないところは、単に視聴することが目的にならず、最終的にこれをもって子供が考えていくということです。拝見すると、幾つか考えるシーンもありますが、より教員がどこで考えさせるかというところを計画していくことが重要になってくるかなと思うので、一緒にそちらの周知も併せて進めていかなくてはいけないなと考えさせられたところでございます。

野澤座長 どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

私からもちょっと1点だけ、やや感想なのですが、このリーフレットの作成自体には私も関わっていたのですが、これは法教育で、もちろん教育の現場で使ってもいいというふうには考えていたのですが、もともとは一人で読んでも分かるという、そういう目的でも作られているので、今回のデジタル副読本というのができて、更に分かりやすくなったかなというように思っています。大変普及しているようで喜ばしい限りで、あとはどうやって配布するかという、そこですね。どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

江原部付 ありがとうございます。

野澤座長 そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、次でございますが、続いて協議事項に移りたいと思います。本日は2点、協議事項がございます。

最初の協議事項は、更なる法教育推進のための5か年計画に関する総括についてです。本協議事項につきまして、まず初めに事務局からの説明がございます。それでは、お願いいたします。

神渡課長 司法法制課長の神渡でございます。よろしくお願いいたします。

令和3年度に本協議会に策定いただきました、更なる法教育推進に向けた5か年計画について、事務局の方で総括報告資料を取りまとめさせていただきましたので、御報告させていただきます。

策定の経緯についてですが、まず、更なる法教育推進に向けた5か年計画を策定した経緯について、お手元の資料4と参考資料2の方を御覧いただきながらお聞きいただければと思います。この計画は、第48回法教育推進協議会で御承認いただいた中長期の取組を取りまとめたものでございます。基本方針といたしましては、法教育の担い手の育成、それから、より手軽に法教育を実施するための支援、それから法教育に関する情報発信と、この3本柱で進めるということでした。そして、それぞれの柱ごとに当時想定していた具体的な取組を掲げております。

続いて、この計画期間の取組を総括して御報告させていただきます。資料4の更なる法教育推進のための5か年計画総括報告資料に沿って御説明いたしますので、資料4をまず御覧ください。資料は、計画期間中の実施状況の整理、各取組の評価、それから今後の方針という順で取りまとめてございます。最後に、次期中長期計画につながるよう全体のまとめも付ける構成とさせていただきます。

それでは、2ページ目を御覧ください。まず、一つ目の柱でございます法教育の担い手の育成について御説明させていただきます。その取組の一つが法教育セミナーの継続実施でございます。5か年計画の策定以降は、オンデマンド方式も併用したことで法教育セミナーの参加者が増え、より多くの方に効果的な実践方法を紹介できるようになりました。一方で地方開催を求める声もあるなど、地方への訴求が十分にできていない点や、非対面だと効果が限定される面もございます。今後もセミナー自体は継続しつつ、開催場所や実施方式を更に検討し、より多くの方に御参加いただけるような工夫をしていく必要があると考えております。

次に、教員向け研修との連携でございます。資料3ページの左側を御覧ください。これまで教育委員会主催の教員向け研修に講師を派遣する取組を継続してまいりました。法教育の担い手となっていただく教員の皆様方に法教育の意義や目的、そして学習指導要領上の位置付けなどを直接お伝えできる点で有効な取組であったというふうに考えております。現状は、要請があれば派遣するという形でございますので、今後はこうした要請があればという形も踏まえて取組を継続しつつ、こうしたやり方も含めて、より拡大できるように各教育委員会への働き掛けも検討していく必要があると考えております。あわせて、研修の実施例、研修風景などの好事例の共有も踏まえて、より効果的な方法について検討してまいりたいと考えております。

続いて、教職課程の皆様へのアプローチでございます。資料3ページの右側を御覧ください。当初は、教職課程の方々向けに法教育講座を設けていただくという方策を検討しておりました。しかしながら、当面は実現が難しいという結論になりましたことから、代替として令和6年度以降、法教育セミナーの対象を教員の皆様だけに限定することなく、教職課程に在籍する大学生などにも広げて、早い段階から法教育の重要性や法教育という取組に触れていただくような取組を進めているところでございます。今後もこの方向を継続しつつ、また、セミナーの在り方と併せて、参加対象を拡大し、より効果的なものとするためにどのような取組をすべきか検討してまいりたいと考えております。

続いて、二つ目の柱でございます、より手軽に法教育を実践するための支援について御説明させていただきます。資料の4ページを御覧ください。先ほどデジタルコンテンツの説明の中でもございました成年年齢の引下げを踏まえて、契約を題材に私法の基本的な考え

方や、権利義務の担い手として自ら判断して行動することの重要性を学べる高校生向けのリーフレットを作成いたしました。こちらについても一定の評価は頂けているようですが、また、デジタルコンテンツ、先ほど御紹介させていただきましたが、こうしたものも効果的に使いまして、更に、先ほど頂いた御意見も踏まえて、提供方法を考えていきたいというふうに考えております。

続いて、資料5ページを御覧ください。ここには新設科目である公共を踏まえた施策の検討と、その検討結果を踏まえた教材作成などを記載してございます。令和4年4月から高等学校の学習指導要領が実施され、公共という科目が新設されました。また、成年年齢引下げに伴い裁判員の選任年齢も18歳以上になりました。こうした動きを踏まえて、学校の段階ごとの模擬裁判の意義や位置付けを整理した上で、子供の発達段階に応じて授業に取り入れやすい模擬裁判教材を作成し、提供いたしております。さらに、学校現場でICT活用が進む中で、より使いやすい教材として高校生向けのデジタル教材も作成いたしております。もっとも、これらの教材につきましてもニーズ調査や利用状況調査が必ずしも十分に行えていないため、有効性を明確に評価することが難しい面がございます。一方で、学校現場の実践状況調査の回答やホームページのアクセス状況などからは、一定程度支援になっているという考え方もございますけれども、更にこうしたニーズ、利用調査の状況を的確に評価する必要があると考えております。今後も現場のニーズを踏まえながら、新たな教材の作成も含めて検討し、学校現場への支援を進めてまいりたいと考えております。

続いて、三つ目の柱でございます法教育の情報発信についてでございます。資料の7ページ目を御覧ください。法務省作成教材を使ったモデル授業例を法務省ウェブサイトに掲載しております。あわせて、SNSやマスメディアも活用して、法教育に関する情報発信をこの間、進めてまいりました。今後は法に関する国民の興味関心が高まっているかを測定分析する方法を検討し実施した上で、その経過を踏まえて、より適切な情報発信を施策につなげてまいりたいと考えております。

続いて、資料8ページを御覧ください。まず、左側に記載しておりますのが当省の出前授業についての状況でございますが、この点について、まず御説明をさせていただきます。出前授業は実施回数、参加人数ともに数自体、大きく増えているところでございます。教育現場で法教育を進める上で、数という面で一定の役割を果たしているものと考えます。今後も現場のニーズにこたえられるように改善を重ねながら継続して実施してまいりたいと考えておりますが、やはり効果という面での定性的評価をしっかりと行いながら、よりニーズにこたえらると、こうした取組が必要であると考えています。

次に、右側に記載しております学校現場における法教育の実践状況調査などについて御説明させていただきます。教材のニーズや法務省に期待する取組について学校現場から具体的なお声を直接頂けるという意味で、この取組は非常に重要な取組でございます。今後も継続したいと考えておりますが、調査の進め方など、より有効な意見を集める方法について、引き続き本協議会でも御意見を頂きながら、更によりよい方法について検討してまいりたいと考えてございます。

最後に、資料の9ページ目を御覧ください。以上御説明させていただきました総括報告の全体のまとめを記載したものでございます。計画に挙げた取組については、定量的評価としておおむね実施できたものというふうに考えているところでございます。複数の取組に

については、アンケート結果上などからは一定の効果があったとの評価はできるところがございます。一方で、取組によっては効果測定が十分ではなく、十分な検証を行い切れていないというものもございます。実施側、それから教育現場、それからユーザーである受け手の子供たち、こうした目線で現状、効果をどのように評価して、社会や時代の変化を踏まえたものとなっていか、今後、定性的評価という点も取り入れながら、改善すべきは改善するという方向で行っていかねばならないというふうに考えています。

効果が認められる取組は引き続き実施していくとともに、今後は、先ほど申しあげましたように、法教育を実践する教員の方々、法教育を受ける児童・生徒、施策を企画提供する法務省、この三つの視点を踏まえて取組の効果を測定分析し、その結果を次の重点施策につなげていく、しっかりとPDCAサイクルを回せる形にしていくというのが全体の方向性でございます。

事務局からの報告は以上でございます。

野澤座長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの説明、要するに、この5年間の総括ということですね、これについて特に御異議等がなければ、本件総括報告資料について了承という形で進めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、続いての協議事項に移りたいと思います。続いての協議事項は、法教育の普及・促進に向けた今後の中長期計画についてでございます。本協議事項につきましても、まず初めに事務局からの説明がございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

神渡課長 それでは、今後の法教育推進の在り方と法教育推進に向けた3か年計画について、事務局から御説明させていただきます。

これらの計画案の策定に当たりましては、事前に委員の皆様方から幅広く御意見を頂戴いたし、その内容をできる限り反映させていただきました。まずもって貴重な御意見、御協力を賜りました皆様方に改めて深く感謝申し上げます。

まず、資料5を御覧ください。資料5は、先ほど御報告させていただきました5か年計画の総括や学習指導要領改訂の動向なども踏まえて作成させていただいたものでございます。法教育推進のこれまでの在り方を改めて見直しまして、法務省としてどのような使命、目標を掲げて普及、浸透を図っていくのか、その方向性を整理したものでございます。

初めに、今後の法教育推進計画を貫くテーマとして、他者との対話や協働を意識した、「ともに生き、ともに社会をつくる力を育む法教育」という形で設定させていただきました。次に、このテーマに沿って、法務省として法教育に取り組むことで何をを目指すのか、使命、ミッションとして整理をいたしました。ミッションとして、子供たちがこれからの時代において、社会の中で多様な他者とともに生きる力を育み、自由で公正な社会を支える担い手を育成するとしております。

具体的には3点ございます。第1に、法的な視点や考え方を身に付け、生活の中でその視点や考え方を実践できるようにすること。第2に、社会の中でお互いを尊重しながら生きていく上で法やルールが不可欠であることを日常課題に結び付けて理解することを目指すこと、第3に、他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成した上で、課題や紛争について法やルールにのっとった適正な解決を図る力を育むことを目指すこと

でございます。

続いて、法教育を取り組むことによる目指す将来像、ビジョンについて、中段でございますが、まとめさせていただいております。将来像、ビジョンとして掲げさせていただいたものとして二つございます。第1に、国、地方、現場が連携した全ての児童・生徒への質の高い法教育の提供、第2に、誰もが法的視点や考え方を身に付け、それを体現する技能を備えた社会でございます。

さらに、法教育を、ともに生きる力を身に付けられるものにするための行動指針として、次の3点を明確にいたしました。第1に、自己及び他者の尊重と公正さを育むことができる教育であること、第2に、身近なテーマを通じて分かりやすく、実生活とのつながりを意識した教育であること、それから第3に、児童・生徒の問題発見等の思考の過程を重視した課題解決型教育であること、でございます。

今後は、これらの使命や将来像の実現に向けて具体的なアクションプランを策定し、進めてまいりたいと考えております。例えば、5か年計画の中でもありました法教育セミナーや教員向けの研修などを通じて、質の高い法教育を実践できる担い手の御協力、育成をしていく必要があると考えております。また、現代社会の生きた課題を題材に、グローバルな視点も取り入れつつ、解決方法だけでなく、その背景にある法的な視点や考え方を学べる教材の作成、提供に取り組んでいきたいと考えております。さらに、出前授業や法教育イベント、これまで一定の成果を上げてきているものでございますが、こうしたものについて更にバージョンアップしていくとともに、より効果的なことを考えていかなければいけないと考えております。関係機関との連携を速やかに進め、併せてキャラクター等を活用したPRなども行い、法を日常とつながった身近なものとして感じてもらうための周知・広報に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、法教育推進に向けた新たな3か年計画について御説明させていただきたいと思っております。資料6でございます。資料6の1枚目を御覧ください。先ほど御報告させていただいたとおり、これまでの5年間の取組を通じて、法教育の重要性についての認識は一定程度は高まってきているものと受け止めております。ただ、今の数字で十分かというところ、まだまだ疑問が残るところでございますし、一方で社会環境も目まぐるしく変化しておりますので、計画についても、よりこういう社会や時代のスピード感に合わせて柔軟に対応できる期間設定が必要だと考えました。そこで、今般は計画期間を3年間として、今後3年間で教育関係機関等との連携を深め、連携体制を活用して法教育を更に推進していくための具体的な取組をロードマップ化した法教育推進に向けた3か年計画を作成しております。

計画の基本方針は5か年計画から大きくは変更はしてございません。柱はやはり三つでございます。法教育の担い手の育成、学校現場等への支援、社会全体への法教育の情報発信と、こうした根幹部分については5か年計画と同様でございます。また、本3か年計画につきましても、本協議会において年1回のフィードバックを行い、学習指導要領の改訂の動向や各種取組の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直していきたいと考えております。あわせて、今後実施していく取組については、効果を測定・分析し、その結果を次の取組につなげるPDCAサイクルをしっかりと構築しながら進めていくことを目標としてまいりたいと考えております。

資料6の2枚目を御覧ください。先ほど申し上げましたとおり、令和8年度から令和10年度までの3か年の計画をロードマップとして整理しております。

第1の柱である法教育の担い手の育成につきましては、法教育セミナーの実施や教員向け研修への講師派遣など、これまでの取組を継続しつつ、新たな実施方法の検討、実施や研修を実施する法教育機関等の更なる拡大、連携に取り組んでいきたいと考えております。

第2の柱でございます学校現場等への支援につきましては、新たな教材の作成、先ほどのデジタルコンテンツもありましたけれども、より現場のニーズにマッチするような教材の作成、提供等を目指し、取組を進めてまいりたいと考えております。また、民間企業及び関係機関等とも連携した出前授業につきましては、例えば、法務省において出前授業の依頼先や法教育教材など各種コンテンツの情報を集約いたしまして、学校現場がより広くアクセスしやすい仕組みを構築することなどを通じて、関係機関等が実施する法教育コンテンツの集約、提供により手厚く取り組んでいきたいと考えております。さらに、学校現場等の支援に当たりましては、実際に実施する法教育関係機関等からのヒアリングなどにより、より細かいニーズの調査を実施しまして、その結果を着実に施策に反映していくことを考えております。

最後に、第3の柱である社会全体への法教育の情報発信等につきましては、SNSやマスクミ等を活用した周知・広報を行うということとともに、法教育のウェブサイトの改良などにも取り組んでまいりたいと思います。実際に周知する媒体ということだけでなく、確実に法教育について届けていくと、こうしたためにどのようにすればいいかということについて改善をしていき、更なる周知・広報に努めていきたいというふうに考えております。

以上、事務局からの御報告でございます。御議論のほどよろしくお願いたします。

野澤座長 どうもありがとうございました。

今後の取組につきましては、ただいま説明がありました中長期計画に基づいて進めていく、形式面についてはもう一度チェックをいたしますけれども、この中長期計画に基づいて今後の取組を進めていくということに関しては、これよろしいでしょうか。内容については、また御議論いただきますけれども。

それでは、中長期計画に基づいて今後の取組を進めていくということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

引き続き、ただいま承された今後の中長期計画の取組方法について、委員の皆様から御意見を賜りたいと思います。本計画で立てられた取組に関し、より効果的かつ効率的な具体的アプローチの方法等について、御提案や御意見等がある方は挙手をお願いいたします。新たな教材の作成とか、あるいは出前授業の連携先等について御意見が頂ければ、特に幸いでございます。何でも内容的には構いませんので、いかがでしょうか。

それでは、高橋委員、お願いたします。

高橋（文）委員 資料5の中で地方という言葉がありましたけれども、前回の協議会でもお話したように、地方の教育大学とか、地方で教員を目指す方々へもぜひアピールをお願いしたいということがあります。それから、情報発信はぜひなんです、逆に現場の教員とか現場にいる方たちが情報を欲しいといったときにどこにアプローチしたらいいのかということで、その情報発信の核づくりというか、そういったものが必要なのかなと思います。

先ほど法テラスの地方事務所でのいろいろな非常に熱心な取組がありましたけれども、法テラスの地方事務所があるという強みはぜひ活用していただきたいと思いますし、法テラスの取組を見ると、いろいろな機関と連携して共催して事業を取り組んでますので、そういったところで幅の広いものができるのかなと思いますので、ぜひ試行的な形でもいいので、実現していただければと思います。

以上です。

野澤座長 どうもありがとうございます。大変貴重な御意見で、了解いたしました。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、神谷委員、お願いします。

神谷委員 神谷でございます。私、平成21年に一度、委員をさせていただきまして、このたびまた拝命したんですけれども、当時はまだ裁判員制度が始まった頃で、法教育もまだこれからという時期でした。その頃を考えると、この15年のうちに本当に皆様の御尽力で法教育はすごく進化したというふうに思っております。一番驚くのは、やはりウェブサイトコンテンツがとてたたくさんあることです。ただ、ここからの課題としては、やはりよりアクセスしやすいとか、分かりやすくデザインし直すということがあるんだろうなというふうに今回思いました。それで、法教育のウェブサイトの改良ということが書かれておりますけれども、ぜひ今の、どこまで行ったらやっとな教材にたどり着くのかな、みたいなところから、もっと教材が届きやすい、コンテンツが見えやすくわかりやすいように、ウェブサイトのデザインが変わっていくといいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

野澤座長 どうもありがとうございます。大変大事な御意見でございまして、この点も承りました。

それでは、安藤委員、お願いいたします。

安藤委員 関連で、安藤です。私もホウリス君の発信とかサイトを見て、コンテンツは既に結構あると思いました。その発信を、そういうことが今のサイトにできるのか分からないですけれども、生成AIを活用して、どういうニーズがあるかと勝手に聞いて、ここです、と紹介するようなことを、サイト改修で盛り込めたらよいのではないのでしょうか。ただデザインを変えるのではなくて、生成AIを活用すると、人を割かなくてもいいことになるのではないかなと思いました。とともに、ちょっと細かい話ですが、ホウリス君の発信が誰向けなのか、教育業界用語がずらり並んでいて、先生に向けたいなら、ホウリス君だよとか、そういう甘ったるいのはやめた方がいいのではないかなと思いました。今ある材料でも、色々できることがあると思いますので、またそういう具体的な御意見をお伝えできることがあれば、喜んで参加したいなと思います。

中長期的な教材の作成は多分時間がかかるので、それは根本的な議論として必要だと思いますが、東京すくすくというのは子育て世代向けのサイトで、いろいろなヒアリングをしている中で、主にSNS、いじめ関連の、生成AIになって、もっとすごく進化していて、子供たちが勝手に生成AIで作った動画をみんなでLINEとかでばらまいてしまって、絶対そういうことはいけないよと道徳的には分かるんですけれども、法律的にもどこが危ないのかというのを、今現在は高校生向けの教材が多いんですけれども、本当に小学生の

段階からぜひやっていただきたい。あと、入学式とかいろいろなガイダンスで保護者が目に触れるようなところでも、法務省さんが作成されたショート動画が分かりやすかったので、発信の場を広げることなどについても、人を付けて、コーディネーターみたいな人が必要なのではないかという意見もありましたけれども、そういう人材を配置していただくと、さまざまなニーズに対応できるのではないかと、併せて思います。

すみません、長くなってしまいました。以上です。

野澤座長 どうもありがとうございます。貴重な御意見で、ぜひ検討させていただきたいと思っております。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、大山委員、お願いいたします。

大山委員 大山です。教員向け研修について一言申し上げます。東京都教育委員会の事務局、教育庁というんですけれども、ここには水道橋に東京都教職員研修センターというのがあるって、毎年数多くの教員をOJTで集めて、教科教育から人権教育とかいろいろな、何々法教育についての効果的な授業の展開方法などについての研修を行っているんですけれども、私がたまたま都立高校の校長で社会科教育法の講師をやっていたときに、司法法制部の方が2名いらして、法教育について教員に話してくれたというのがあって、とても効果的だったんですね。ここには東京都教育委員会と高崎市法教育委員会の例が出ていると思うんですけれども、北海道から沖縄まで47都道府県は必ず研修センターや教育センターを持っていますし、それから区市でも、ちょっと規模が大きいところであれば教育センターというものは必ず持っているんで、そこに直接働き掛けるような形で、講師派遣ということをどんどんやられるのがいいかと思います。しかし、司法法制部の方には現員に限りがありますから、講師派遣というのも大変だと思いますので、もうここはストレートに、例えば教科教育を担う教員籍の指導主事というのがいて、研修の講師になったりするんですけれども、その人たちが使いやすい教員研修向けのスライドとかいうのを、もう法務省司法法制部で作って提供してあげるのが早道かなと思います。

そうでなければ、今御意見にもあったように、僕が前から申し上げているような、いわゆる法教育コーディネーターであるとか、法教育の人材バンク的なもので講師派遣するというのがいいと思うんですけれども、とにかく私、私立高校に移ってきて、とても思ったのは、私立高校は全く研修がないんですね、こういう。だから、公立高校の教育センターや研修センターの教育にストレートに働き掛けるのはものすごく効果的だと思いますので、それはぜひやっていただきたいのと、私立高校のために申し上げれば、私学教育研究所というのがあって、そこが研修を担っていますので、ぜひ働き掛けて、私立の教員にも促していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

野澤座長 どうもありがとうございます。貴重な情報をありがとうございます。

それでは、西尾委員、お願いいたします。

西尾委員 御意見があったように、自治体側から見ると、やはり研修の位置付けとか年間計画との整合がとれていないと活用しづらいというのは、それは事実だと思うので、直接というところになると、例えば東京都教育委員会もそうですが、各区市町村へというのも一つのアプローチの方法なのかなというのを、お話をお聞きしながら思いました。

また、話が変わり、周知と広報についてというところなんですけど、これまでも周知と広報

をかなりされていて、広くホームページ等も分かりやすくされているかなと思います。一方でタイミングというところについては、もう一度再考が必要なのかなと思っております。年度初めに送ると、多分計画的なところではすごく役に立つんですが、一方で忙しいのでなかなか目に留まらない。そうなってくると、2学期、3学期とあるうちの2学期の方が教材との適合というはあるのかなとも考えます。内容がまとまってから公開という視点よりかは、学校や現場の規模感とか年間のサイクルに合わせた広報というところも、もしかしたらちょうどニーズと合わせるという一つのヒントになるのかなということをお聞きして思いました。

以上です。

野澤座長 どうもありがとうございます。貴重な情報、どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、張江委員、お願いいたします。

張江委員 弁護士の張江です。2点ほど質問させていただきます。

法教育授業の効果測定の困難さが5か年計画のときに見受けられたというお話なんですけれども、これは非常に日弁連でも議論になるところでして、法教育は目の前で法教育の授業を受けた子が3年後、5年後にどういうふうな行動変容が見られるのかということまで調べないと、真実意味のある効果測定にならないのではないかなと思っていて、例えば、18歳になる前の17歳を対象に成年年齢の授業を行ったら、その授業を受けた子たちが成人した3年後とかそのあたりにもう一度同じ子たちにアンケートを取ってみるとか、そういうことまでお考えなのでしょうかというところが1点目。

2点目で、民間企業及び関係機関等との連携ということで、法教育コンテンツの集約、提供というところがあるんですけども、東京都の先生方がいるところで非常に恐縮なんですけど、東京都の社会的・職業的自立支援プログラムみたいなものがあって、そこは先生方がアクセスすると、いろいろな団体が、こういうことを授業でやりますというものが紹介されていて、先生方がそこから選んで載っている団体に依頼するというようなものがあるんですけども、そういうようなことで考えていらっしゃるのか、もしくは法務省が持っている情報を載せるということで考えていらっしゃるのか、以上2点についてお伺いしたいです。

江原部付 事務局から回答させていただきます。

神渡課長 司法法制課長でございます。1点目のところ、まさに張江委員が御指摘されたようなところでの効果測定というのは難しい面があるかなと思っております。特に、具体的に学校の科目教育とは違って、成績が伸びたとか、そういった形での効果測定って難しいところではありますが、これまでは、やはり数としてこういうことを実施してきたとか、アクセス数ですとか、そうしたところだけにちょっと着目をしていた部分があるかなと思います。先ほど大山委員からもありましたけれども、どういったところにアプローチをして、どういった形で、アンケート結果とかの取り方の問題でもありますが、そうしたものをちょっと工夫をして、ただやったらやりっ放しということではなくて、どうしたことが更に求めがあるのか、ニーズをしっかりと拾い上げるような意味での効果測定をやっていくということかなというふうに思っております。

2点目の問題については、ちょっと細かい点については別の事務局の者からお話をさせて

いただこうと思えますけれども、まさにそういうコンテンツの集約の方法という、今後の予算要求の問題もあつたりしますので、なかなか難しいところがあるんですけども、やはり、どこにどうアクセスしたらいいのかということがばらばらあつて、結局各自の先生方の努力によって、熱心な方はいろいろなものが拾えるということではなくて、どういうことをやりたいんだらうということについてしっかりコンタクトがとれるような整備ということを進めていかなければいけないのではないかという観点で、今まさに検討を行っているところでございます。

ちょっとこの程度しか答えられないんですが、頂いた御意見も参考にさせていただきながら、我々法務省の中で何かできないかということを考えながら、御意見等いただいた内容を反映させていただいて、1個ということではなくて複数の方面で、より教材とかそういったものが集約できるような形を考えていきたいと思えます。

野澤座長 何か事務局の方から更に付け加えることは。

江原部付 1点だけ、今お話がありました集約、提供のところなんですけれども、今、課長からもちょっとお話があつて、これから具体的については考えていかなければいけないところではあるんですが、まず第1に、我々、出前授業だったりとか情報提供を今まさにやっている立場からして、例えば、こういったニーズがあるんですけれどもどういったところをお願いしたらいいですかとか、どういったことをやってもらえますかといったことをお問合せ頂くんですけれども、それに対して我々が持っていること、やっていることについては御案内ができているんですが、他機関ですとか、ほかの民間企業、弁護士会の皆様もそうですが、の方々がやられていることに対して十分に御案内することができていないというところもありまして、そういったところも含めて検討してまいりたいなと思っております。

以上です。

野澤座長 張江委員、よろしいでしょうか。

張江委員 ぜひいろいろな、弁護士会だけではなく司法書士会さんとか、いろいろなところでいろいろな法教育をやっていると思うので、それが一つのコンテンツに集約されると、選べるというニーズに合致するのではないかなと思うので、ぜひ御検討の方をよろしく願いいたします。

野澤座長 どうもありがとうございます。

それでは、小貫委員、お願いします。

小貫委員 埼玉大学の小貫でございます。3年計画、非常に充実したものだというふうに思っております。その上で、3点ほどの意見を申し上げたいと思えます。

1点目が、教材の作成と法教育セミナーのコンテンツについてです。現在はまさに分断と対立の時代というふうに認識していますけれども、そういった時代に紛争解決の技能というものを育成していくということはとても重要なことというふうに思っております。そういった、まさに様々な他者がいる中でどうやって紛争を解決していくのかという、そういうスキルを育てるというようなコンテンツがセミナーや教材でできたらいいなというふうに思っております。と申し上げますのも、もう既に学校の中も多様になっていて、社会はもちろんですけれども、学校が多様になっていて、例えば40人、中学校で1クラスいたとしたら、そのうちの7人程度が不登校や不登校傾向で、家で日本語を余り話さない外国

ルーツの子が0.5人、学習面や行動面でかなり厳しい状況にある子が2人以上、家にある本の数がとても少ない子が15人以上、ギフテッドと呼ばれるような子供たちが1人ぐらいというような、もう現実が多様になっているというような状況の中で、そもそも生活圏の中がまさに他者とともに生きていると。そうなる必然的に紛争が起こりますので、どうやって紛争を解決していくのかという具体的なスキルを育成するというようなところが今後ますます重要になるんだろうというふうに思っております。

これまで法教育は法的な見方、考え方や法的な価値というものを非常に重視してきて、私自身はそれはすごく大事だと思っております。もう一方で「実践的な技能」というところはもう一方の柱として、法的な見方、考え方と実践的な技能という両輪として進めるということが今後更に重要なことというふうに思っておりますので、そうしたことができることも、更によくなるのかなというふうに思っております。これは、これまでの学校教育の中で考えると、社会科とか家庭科とか、そういったところで主にやられてきた法教育がもっと広がると思っていて、例えば特別活動とかでももちろんできるし、あるいは体育とか、そうしたところの中でもできると思うんですね。例えば、体育のルールとかというのをどう決めるのかというときに話し合っていくということが重要になりますので、そういった広がりという意味でも重要なことというのが1点目、思ったことでございます。

2点目が、同じ教材の作成とセミナーの中身の話なんですけど、国際法についての何かしらの学習や教育というものが法教育で必要になってくるのではないかなというふうに思っています。と申し上げますのも、やはり今の世界情勢を考えたときに、法の支配というものをこれまで法教育はすごく大事にしてきたわけですし、日本もすごく大事にしてきたと思うんですが、それが揺らぎつつあるという中で、どのように我々は法の支配というものを国内も国際的にも考えていくのかという教育ってとても大事なことだと思いますので、そういった国際法に関わることも、またセミナーや教材とかで何がしかできたらいいのではないかなと思ったのが2点目になります。

3点目はSNSについての周知・広報についてなんですけど、Xを使ってやっているのはもちろんすごくいい取組だと思っております。一方でInstagramとかT i k T o kとか、そうした教職の学生とかが割とよく見ているようなものというのもまた、もしかしたらやっているかもしれないですけども、御検討いただければ、より広まるかなというふうに思って申し上げた次第です。

以上、3点でございます。

野澤座長 どうもありがとうございます。御意見として承っておきます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、磯山委員、お願いいたします。

磯山委員 せっかくのこのような場ですので、発言させていただければと思います。私、社会科、公民科の教科調査官をしております。今はまさに学習指導要領の改訂が着実に進行している状況にありまして、このロードマップの中でも、学習指導要領の改訂の動向や進行状況を踏まえて必要に応じて見直すというふうに書いていただけて、本当に感謝申し上げたいなというふうに思っております。

実際、現在の状況としては、主にやはり新しい科目として公共というものが成立している状況で、実はこれからまた現行の学習指導要領で一層充実を図って、現行の学習指導要領

の下で質的に高い取組をしていく機運が高まっているところかなというふうに思います。そうしたことに伴って比較的、社会科や公民科を中心にして社会に参画する教育の取組がとても大事だなというふうにも実感されている先生方も増えてきている状況にあります。そうしたことを基盤にしながら、まさに質的に高い取組をしていくためには、皆様方、こうやって集まってくださっているような関係諸機関とか専門家の先生方との連携というのがあります必要になってくるというふうに思っています。

実際、結構、例えば模擬的な活動も非常に大事だというふうにも考えられますし、これについては関係諸機関の方々で工夫して取り組んでくださっていて、そういった数値上のことで言うと、比較的いろいろな生徒さんが何らかの経験を多分高校3年生までにはしていて、そういった活動って結構やったことあるというふうに思っているみたいなんです。それに対して、では実際に関心が高まっているのかとか、あと、深く理解して、自分がこれから社会参画に当たって何をしたらいいのかということとか何か明確に持っているかということとか、多分そこにはまだまだ課題があるのかなというふうに思いますので、こうした場を通じて、より一層そういった質的に高まるには、高めていくにはどうしたらいいのかということを考えていけたらいいなというふうに思っております。ありがとうございます。

野澤座長 どうもありがとうございます。

齋藤委員、お願いいたします。

齋藤委員 齋藤です。大変充実した計画と指針をありがとうございました。私からは二つ、意見なんですけれども、一つは、取組について効果を測定分析してPDCAサイクルを作っていられるということで、指針としては素晴らしいことだと思うんですけれども、先ほども話に出ましたが、やはり効果を測定して分析するというのは、かなり難しいのではないかと思います。なので、厳密に効果を測定されるというよりは、いろいろな取組をされていくごとにフィードバックを適宜受けて改善していくくらいの感じで考えていられる方が現実的だろうと感じましたというのが一つ。

あともう一つは、ホウリス君とかのマスコットの活用なんですけれども、SNSでXなどで御活用いただいているということで、素晴らしい試みだと思うんですけれども、マスコットのイメージをより具体的に構築していただくとさらに効果的になるのではないかと思います。なので、既に時々されていらっしゃると思うんですけれども、着ぐるみで活動されるような機会をさらに増やされてもいいのかなというふうに個人的には思ったりしております。

以上です。ありがとうございます。

野澤座長 どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

たくさんのお意見を頂いておるところですが、よろしいでしょうか。

様々な御意見、御質問等、ありがとうございました。事務局におかれましては、本日委員の皆様から頂いた貴重な御意見を踏まえて、引き続き法教育の普及・促進に向けた取組の検討、実施を進めていただくようお願いいたします。

本日予定していた議題は全て終了いたしました。最後に、委員の皆様からほかに何か御質問などございますでしょうか。何か言い忘れたこととか、あるいは追加でということで、何でも結構でございますが、よろしいですか。

それでは、張江委員、お願いいたします。

張江委員 1点だけ、すみません。参考資料の「18歳を迎える君へ」のリーフレットなんですけれども、最終ページのところで2022年4月1日から「少年法も変わります」というのを現在も送付しているのがちょっと違和感で、ここを、「変わりました」というふう
に修正する御予定はあるのでしょうか。

江原部付 事務局がお答えをいたします。貴重な御指摘ありがとうございました。各種教材やリーフレットに関しましては、その内容について適宜振り返りつつ、ブラッシュアップも考えていかなければいけないと考えております。今の御指摘も踏まえまして、これから検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

野澤座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

神渡課長 事務局でございます。まさに今みたいなどころについても、PDCAサイクルを回していかなければいけないというか、もうやりっ放しになっているということではなくて、5か年計画の中でしっかりと御報告させていただきながら、いろいろなことを見直していくということが必要になってくると思いますので、こうした形式面も含めてしっかり進めていくということが重要だと思っています。

野澤座長 どうぞよろしくお願いいたします。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。

次回会議の日程等については、追って事務局から連絡いたします。

皆様、本日はどうもありがとうございました。

—了—